平成２６年（フ）第１０８０号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目19番23号　ザ・プラザM101号
債務者　草場　高弘
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８１号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目19番23号　ザ・プラザM101号
債務者　クサバ　アンナリサ　ロペス
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―12―301
債務者　羽鳥　　勉
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９６号
さいたま市桜区田島１丁目18番５―206号
債務者　大貫　孝子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０７号
さいたま市岩槻区原町１番47―101号
債務者　山川　恭晴
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５３号
埼玉県戸田市笹目南町３番６―302号
債務者　木下　幸男
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５６号
埼玉県鴻巣市本町２丁目６番12―202号　コアラパートⅡ
債務者　メンディスレヤード　クライブ
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９３号
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺82番地17　さつき荘４号室、旧住所さいたま市岩槻区大字小溝1078番地４　つばさ荘
債務者　齊藤　賢一
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０７号
埼玉県春日部市東中野1415番地２　メゾンドＦＵＪＩ101
債務者　福田　明美（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６７６号
現住所秘匿、前住所札幌市南区藤野２条10丁目８番11号Ｔ’Ｓ　Ｈｏｕｓｅ藤野103号
債務者　音田　綾美（旧姓伊藤・平野）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３２号
札幌市中央区南５条西１丁目１番地３　レオパレスＦｌａｔ札幌1113号
債務者　宮原　保宏
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９２７号
札幌市中央区南20条西９丁目２番５―202号
債務者　米田真由美
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０１０号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番３―511号
債務者　林　　隆男
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１号
京都府舞鶴市南浜町15番地―103号
債務者　岩坂　友樹
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第３５９５号
大阪府東大阪市若江北町２丁目３番24号ワカバ荘
債務者　南　　昌幸
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７２号
大阪市住吉区南住吉４丁目13番３―1104号
債務者　土田　敬子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７３２号
大阪府茨木市舟木町15番13号　プランドール茨木402号、住民票上の住所大阪府茨木市学園町３番１―1301号
債務者　岸水　　透
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで大阪地方裁判所第６民事部